# 自民党名古屋市議団政務調査費返還訴訟

# 西村氏尋問 5/18

自民党名古屋市議団へ200 3・2004年度に支給された 政務調査費のうち、「共通経費」 部分合計2870万円が調査研 究以外に不正に流用されたとして名古屋市民オンブズマンが で名古屋市民オンブズマンが 選を求めていた住民訴訟団長だの自民党名古屋市議団長だった た西村けんじ氏に対し、5/18 (木)午後1時半-2時半に名 古屋地裁民事9部で尋問することが決まった。

名古屋市議の調査研究のため に税金で支給される「政務調査 サ」は、議員1人当たり月額5 5万円計算で各会派に支給で支給で支給でで支給でででででででででででででいる。 保管され、具体的な使途をいる。 保管はすることはできない。 がはないかと市民オンブマンはずっと追及してきた。

そんな中、政務調査費の実態

をかいま見る「事件」が200 5年5月の新聞各本で報道さは報道で報道で報道で報道で報道で報道で報道で報道で再名古屋の方面の分配を表示所の分配を表示の分配を表示の分配を表示のでは、1000年度のでは、200日の出来のででででは、200万円分を返還して、250万円分を返還したのだ。

自民党市議団は西村氏が政務 調査費を不正に流用したとして 業務上横領容疑で被害届を出 し、逆に西村氏は名誉毀損で自 民党市議団を提訴している。

政務調査費の使途は年度ごとに収支報告をし、残金は市に返還が義務づけられている。政務調査費の一部をプールすることは条例上許されない。まして選挙時に配分するなど許されることではない。

「共通経費」に限らず、政務 調査費の領収書の公開がないこ を作り出しているのである。現 市議団側が領収書の中身や使途 について明らかにしてこなかかる。 を国でもまれに見る政務調 査費の具体的な仕組みがわる。 貴重な機会である。是非傍聴を。

# 品川区議・政務調査費住民訴訟 「スナックでの会合費用」の返還命令

自由民主党品川区議団が政務 調査費を用いて、飲食代として約 770万円支出したのはおかしいと いう住民訴訟で、東京地裁は平成18年4月14日に約770万円全 額の返還を命じました。政務調査 費の住民訴訟で勝訴した事例 は、全国で6例目です。

#### 居酒屋で会議?

判決によると、自民党品川区議団は、バー・クラブ・スナック・パブ、居酒屋・ビヤガーデン、割烹・会席料理・うなぎ・しゃぶしゃぶ・すし・ふぐ・カニ・そば・うどん・お好み焼きその他の和食の店、天

ぷら・とんかつ・中華料理・韓国料理・焼肉店、洋食レストランで合計約770万円の飲食をしたとのことです。また、自民党品川区議団は、この判決に先立ち、キャバレー、カラオケバー、パブ、ライブハウスに支出した合計31万3286円を品川区に返還しています。

判決は、政務調査費は「区政に関する調査研究のため」しか使えず、「外形上、日常私的に行われる飲食と区別することが困難である」ため、それぞれの店舗ごとに判断し、「区政に関する調査研究または会議の目的のために、これらの店舗で飲食する必要性があ

ったとは認め難い」と断じていま <del>ゖ</del>

#### 領収書公開<mark>で判明</mark>

これら常識はずれの税金支出が判明したのは、品川区政務調査費条例で、領収書を議会に提出することを義務づけているからです。まだまだ政務調査費についない都道府県・政令市が多出は水山の一角と見るべきです。議員にきちんとした調査をさせるために、領収書の公開を引き続き求め続けていきたいです。

#### 日程: 名古屋市民オンプスマン・タイアップグループ

2006年4月以降

| 月 | H  | 曜日 | 時間    | 行事・裁判・催し       | 場         |
|---|----|----|-------|----------------|-----------|
| 5 | 18 | 木  | 13:30 | 自民党名古屋市議団政調費尋問 | 名古屋地裁民事9部 |

<sup>\*</sup>毎週火曜日午後6時半から例会・火曜会を弁護士法人リブレ(大津橋南100m東側、リフェル6F)で開いています

名古屋市民オンブズマン

第161号 2006年4月18日

# MATAY NEWS

ombuds ombuds

hp = www.ombnagoya.gr.jp/

e-mail = ombngy@hotmail.com

la ambuda ambuda

名古屋市民オンプスマンタイアップグループ機関誌 1995年10月25日第1号発行 事務局:名古屋市中区丸の内3-6-19 ライオンス・シティ人屋503号滝田法律事務所 tel:052-961-1600 fax:052-961-1615 ホットラインFAX: 052-953-8050

# 第10回全国情報公開度ランキング 愛知県は急落43位名古屋市も低迷8位

#### 知事の指導力不足

#### 指定管理者選定 外部委員名非公開

民間参入可能な指定管理者制度にあって、愛知県の場合横滑りが約半数あった。議事録がしっかりしていないと、万が一既存の団体に有利な選定であったとしても外部からは判明することができない。今後指定管理者制度が導入される施設が数多

くある。指定管理者の選定についてまず透明性を確保しなければ、指定管理者制度の目的である「民間事業者のノウハウを活用した公の施設の管理」は達成されないであろう。

#### <u>議会の</u>政務調査費 未だに非公開

行政をチェックするはずの議員、その調査費用にしか使えない補助金「政務調査費」の使途が市民に公開されないとはいったいどういうことなのか。愛知県内では、愛知県と名古屋市以外の自治体はすべて領収書を公開している。都道府県レベルでは、岩手・宮城・長野・京都・鳥取・高知で領域書を公開しており、政令市でも埼玉・静岡・福岡市で公開している。

領収書だけでなく、活動成果や 収支明細、視察報告書が市民に 公開されないままでは、政務調査 費が「第2給与」といわれてもおか しくないであろう。

調査にきちんと使っているのなら、情報を公開して初めてその旨主張してもらいたい。

#### 全国で最も簡単な

#### 公安委員会議事録

全国各地で問題となっている 県警の裏金づくりについて、本 来調査・監督すべきは公安委員 会のはずである。しかしながら、

#### リーダーシップを

## 国会議員の資産公開制度 閲覧してみて

所得税の申告的済み、固定資産税、健康保険、介護保険、介護保険、介護保険、介護保険、介護保険、介護保険、の大き期になった。同時になった。同時により負担がでは、先国の数字で出かけて閲覧には、大国の大きの収入と資産の数字であった。

名古屋に住む私が国会議員の 資産公開内容を見るには、東京 に出かけて衆議院第二別館の閲 覧室まで行かなければならない。 新幹線を使ってかかる交通費は、 2万円以上。閲覧室まで辿り着 くのに3時間以上かかる。閲覧 室では、昼休み時間には閲覧室 から出なければならない。資料 は開架されているが、7年間し か保存されず、経時的な変化を 見ようと思っても限定される。 コピーは許されないので、書き 写さなければならない。結局午 前・午後かけて約4時間の間に、 地元の議員2名に関するデータ しか書き写すことは出来なかっ

リクルート事件をきっかけに、

情報が無ければ、なにが適正 でなにが妥当でないかがわから ない。形式的には国会議員の資産を公開して、国民に国会議員 の資産形成の情報が取得できる かのような体裁を整えているが、 実質的には、情報取得にかかる 費用や時間で情報の取得を困難 にしていることが実態である。

国会議員各自は手書きの報告 書によって自主的に報告している。報告書はスキャナーで読み 取り電子情報にすることは容易 である。電子データを積極公開

すれば、資産の動きと政策決定 過程の議員の判断など国民は監 視できる。国を挙げてパソコン の普及と電子データの一般化を、 多額の予算を使って実施してか ら 10 年ちかく経つ。地方自治体 はパソコン講習会を開き、地方 議員は政務調査費で一斉にパソ コンを購入した。インターネッ トにより国の法令や通達事項も 各省のホームページから取得で きるようになった。ところが、 国や地方自治体が知らせたい情 報は積極的に公開しているが、 あまり知って欲しくない情報(国 会議員の資産公開など) に関し ては建前だけの公開のようだ。 国民が関心をもつ情報について は、せめてネット検索で取得で きるようにしなければ、国会議 員資産公開制度の意味がない。 有権者が監視できるようにイン ターネットで公開し抑止力を働 かせられる制度に改善すべきこ とを、データを書き写しながら 思った。

(前田和子)

### 国土交通省 天下り財団への随意契約を見直し

国土交通省は、平成18年3月31日付で「建設弘済会への委託契約の適正化について」と題した改善方針をとりまとめました。全文は以下で読めます。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kish a06/00/000331\_4\_.html

国土交通省は、国土交通省の外郭団体・天下り先である全8つの建設弘済会・建設協会に対し、2216件、751億6000万円(平成16年度)の特命随意契約(入札をせず1社のみ指定して契約すること)を行ってきました。

市民オンブズマンの追及や、

読売新聞の追及などで、特命随 意契約の実態(丸投げや、特殊 技能を要しない業務の存在)が明 らかになり、「適正化」を表明した 次第です。

今後は、1.原則として民間事業者に委託する業務2.原則として建設弘済会に委託する業務3.分離して民間に発注する業務にわけ、原則平成18年度から民間事業者に発注するようですが、1.の原則として民間事業者に委託する業務の合計が143億8800万円(全体の約19%平成16年度ベース試算)しかなく、2.3.の監

視を引き続き行っていく必要があると思います。

(内田降)



# 落選・引退名古屋市議 外郭団体へ天下り 週2・午前のみ勤務で月額34.5万円

落選・引退した名古屋市議が破格の条件で外郭団体に「天下り」していたことが包括外部監査の調査で判明した。名古屋市民オンブズマンが追加調査したところ、下記6団体に元市議が天下っていたことが分かった。常識はずれの元市議厚遇、市と議会のもたれ合いにメスを入れるため、市長・議長と、6団体あてに下記申入書を提出・郵送した。

2006年4月17日 名古屋市長 御中

名古屋市民オンブズマン 代表 佐久間信司

#### 申入書

前略 元市議の外郭団体への 「天下り」の実態に関し、本申 し入れを致します

1, 平成18年2月2日づけで 名古屋市監査委員に提出された「平成17年度包括外 部監査の結果報告書」の「環 境事業等に係る事務の執行 等について」の中で、外郭 団体の「常勤」役員の解釈 と報酬のあり方について意 見を出しています。

これによると、名古屋市が

しかし、私たちの感覚で は、週二回、午前中だけの 勤務形態を「常勤」と称す ることは到底できません。 同公社は、常勤の役員にし か報酬を支給できない、と いう寄付行為への抵触を避 けるために、誰がどう見て も「非常勤」にしか見えな い元市議の監事の勤務形態 を、ことさら常勤と強弁し ている、と見ざるを得ませ ん。しかし、いくら元市議 の勤務実態を「常勤」と強 弁しようと、私たちの常識 からすれば、これは寄付行 為に反する非常勤役員への 報酬の支給に該当すると見 ざるを得ません。

このような勤務実態を万が一放置するのであれば、包括外部監査人の意見をないがしろにするものであり、とうてい許すことができません。

|   | 団体名                | 氏名        | 出勤回数   | 報酬(月額)  |
|---|--------------------|-----------|--------|---------|
| 1 | (財)名古屋国際センター       | 工藤恭弘(監事)  | 週2回    | 新聞記載額   |
| 2 | (財)名古屋市みどりの協会      | 杉浦重太郎(監事) | 週2回    | 347,900 |
| 3 | (財)名古屋市リサイクル推進公社   | 西本順一(監事)  | 週2回    | 348,000 |
|   |                    |           | (午前のみ) |         |
| 4 | (財)名古屋市都市整備公社      | 野田守之(監事)  | 週2回    | 347,900 |
|   |                    |           | (午前のみ) |         |
| 5 | (財)名古屋市教育スポーツ振興事業団 | 古瀬展実(監事)  | 週2回    | 回答拒否    |
|   |                    |           | (午前のみ) |         |
| 6 | (財)桜仁会             | 白木正恒(監事)  | 週2回    | 回答拒否    |
|   |                    |           | (午前のみ) |         |

3, そこで私たちは貴職に対し、 ①これら「天下り」元市議の勤務時間帯、曜日、報酬の実態を明らかにすること ②元市議の天下りについ て、今後見直すつもりはあるのか、市としての改善案を明らかにすることの2点について、2006年4月28日までに文書で回答

をお願い致します。